

2015 年 1 月 30 日

内閣総理大臣 安倍 晋三様
各政党党首宛

国際婦人年連絡会

世話人 山口みつ子
實生 律子
紙谷 雅子

民法を改正し差別的規定の廃止を求める要望

2014 年 9 月 5 日付で女子差別撤廃条約の日本政府による第 7・8 回報告が国連に提出されました。

日本はこの条約を 1985 年に批准し、2009 年 8 月に第 6 回報告が審査されています。審査後に公表された最終見解では、政治、教育、経済などあらゆる分野での女性の意思決定の場への参画拡大、民法や他の法律の差別的規定の改正など多くの勧告が女子差別撤廃委員会から出されました。

第 7・8 回報告については、内閣府男女共同参画局のもとで男女共同参画基本計画の実施やこの条約の最終見解にあげられた事項の対応を監視する監視専門調査会が設置され、報告に入れるべき事項について検討がされてきました。

第 6 回最終見解で指摘されました中で、家族に関する法律の整備に関しては、「摘出である子と摘出でない子との相続分を同等化」については「2013 年 9 月の最高裁大法廷の違憲判決」を受けて、12 月に民法を改正し、相続分を同等としたと報告しています。遅きに失したといえ成果と評価したいと思います。

しかし、「婚姻適齢の男女同一化」、「選択的夫婦別氏制度導入」に関しては、政府部内及び国民の間にさまざまな意見があり、法案を国会に提出されなかったと報告しています。また、「再婚禁止期間の廃止」は、「女性が離婚後直ちに再婚して出生した子との父子関係を早期に安定するための必要期間である」と、DNA 鑑定が一般化している時代とは思えない理由を挙げています。これらの民法改正は速やかにされることを要望いたします。

これからの日本の発展は女性の能力と活躍が期待されています。女性の人権を尊重し、民法改正についての意志表明を閣議決定で示していただきますことをここに強く要望いたします。

1. 民法を改正し、「婚姻適齢の男女同一化」、「選択的夫婦別氏制度導入」、「再婚禁止期間の廃止」を実現すること